

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">山口県採石法施行要綱</p> <p>第1条～第16条〔略〕</p> <p>(認可を受けた採石業者の義務)</p> <p>第17条 前条第1項の規定により認可書の交付を受けた採石業者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。</p> <p>(1) 前条第3項の市町長等の意見を尊重して必要な措置を講ずるとともに、法第33条の8の規定により、認可に係る採取計画に従って岩石の採取を行うこと。</p> <p>(2) 法第33条の15の規定により、岩石採取場の入口等の一般通行人又は付近住民等が見やすい場所に標識(別記第20号様式)を設置する<u>とともに、省令第8条の19第4項各号のいずれかに該当する場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(ウェブサイトへの掲載)により公衆の閲覧に供すること。</u></p> <p>第18条～28条〔略〕</p> <p>附 則</p>	<p style="text-align: center;">山口県採石法施行要綱</p> <p>第1条～第16条〔略〕</p> <p>(認可を受けた採石業者の義務)</p> <p>第17条 前条第1項の規定により認可書の交付を受けた採石業者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。</p> <p>(1) 前条第3項の市町長等の意見を尊重して必要な措置を講ずるとともに、法第33条の8の規定により、認可に係る採取計画に従って岩石の採取を行うこと。</p> <p>(2) 法第33条の15の規定により、岩石採取場の入口等の一般通行人又は付近住民等が見やすい場所に標識(別記第20号様式)を設置する<u>こと。</u></p> <p>第18条～第28条〔略〕</p> <p>附 則</p>

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。  
(山口県採石法施行要綱の廃止)
- 2 山口県採石法施行要綱(昭和61年4月1日制定)は、廃止する。

(施行期日)

- 3 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

(施行期日)

- 4 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 5 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(施行期日)

- 6 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 7 この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

(施行期日)

- 8 この要綱は、平成27年12月26日から施行する。

(施行期日)

- 9 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 10 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(施行期日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。  
(山口県採石法施行要綱の廃止)
- 2 山口県採石法施行要綱(昭和61年4月1日制定)は、廃止する。

(施行期日)

- 3 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

(施行期日)

- 4 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 5 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(施行期日)

- 6 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 7 この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

(施行期日)

- 8 この要綱は、平成27年12月26日から施行する。

(施行期日)

- 9 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 10 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(施行期日)

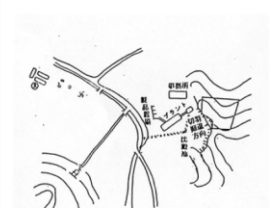
11 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

12 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第20号

様式第20号（第17条第2号関係）

岩 石 採 取 標 識	氏名又は名称及び法人に あつては、その代表者の 氏名、住所
事務所名称、所在地 及び電話番号 山口事務所 山口市滝町1番1号 083-932-3111	滝町産業株式会社 代表取締役 山口太郎 山口市滝町1番1号
登録年月日及び登録番 号 昭和63年12月13日 山口県採石登録第777号	(岩石採取場及びその周辺の状況を示す見取図)
採設計画の認可年月日 及び認可番号 平成12年4月1日 指令第17条第2号の3	
採取する岩石の種類及 び数量 安山岩 70,000トン	
採 取 の 期 間 平成12年4月11日から 平成15年4月10日まで	
採取の方法及び採掘を する土地の面積(㎡) 階段採掘法 32,255㎡	
岩石採取のための火薬 類の使用の有無 有	
岩石採取のための機械 の種類及び数 削岩機 1台 削孔機 1台 パワーショベル 3台	
業務管理者の氏名 山口太郎・滝町二郎	

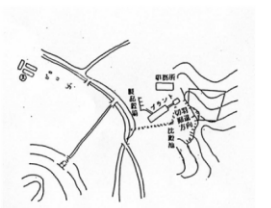
(備考) 標識を岩石採取場の見やすい場所に掲示する場合は、縦70センチメートル以上、横100センチメートル以上の大きさとし、地面から50センチメートル以上の高さで設置すること。

11 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

[新規]

別記様式第20号

様式第20号（第17条第2号関係）

岩 石 採 取 標 識	氏名又は名称及び法人に あつては、その代表者の 氏名、住所
事務所名称、所在地 及び電話番号 山口事務所 山口市滝町1番1号 083-932-3111	滝町産業株式会社 代表取締役 山口太郎 山口市滝町1番1号
登録年月日及び登録番 号 昭和63年12月13日 山口県採石登録第777号	(岩石採取場及びその周辺の状況を示す見取図)
採設計画の認可年月日 及び認可番号 平成12年4月1日 指令第17条第2号の3	
採取する岩石の種類及 び数量 安山岩 70,000トン	
採 取 の 期 間 平成12年4月11日から 平成15年4月10日まで	
採取の方法及び採掘を する土地の面積(㎡) 階段採掘法 32,255㎡	
岩石採取のための火薬 類の使用の有無 有	
岩石採取のための機械 の種類及び数 削岩機 1台 削孔機 1台 パワーショベル 3台	
業務管理者の氏名 山口太郎・滝町二郎	